

# 所得税と市・県民税の申告はお早めに！

市・県民税および所得税の申告相談会を開催します。所得の申告は、市・県民税の課税資料だけではなく、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの算定や、所得証明書を交付するために必要な資料となります。

所得があるのに申告しなかったり、期間を過ぎてから申告したりすると、所得税に延滞税などが加算される場合があります。

## 税務署から申告書を郵送しています

佐賀税務署では、前年の申告状況を参考に所得の申告をしなればならないと思われる人に、確定申告の申告書などを郵送しています。

なお、確定申告が必要な人で申告書が送られて来ない場合は、税務署に問い合わせください。(市役所からの郵送はしておりません)

▼問い合わせ 佐賀税務署 ☎32-17511

## 還付申告は1月から税務署で受け付けます

所得税還付申告書の提出は、1月4日から佐賀税務署で受け付けます。還付申告は、医療費控除や住宅借入金等特別控除など、すでに納付した税金の返還を受けるための申告です。

## 申告受付期間

2月16日(木) ▶ 3月15日(水)

## 事業者のみなさんへ

給与支払報告書の提出は早めをお願いします

- 提出期限 1月31日(火)
- 問い合わせ・提出先 税務課 市民税係 ☎75-2126

平成28年分法定調書の提出をお忘れなく

- 提出期限 1月31日(火)
- 問い合わせ・提出先 佐賀税務署 ☎32-7511

## ◆確定申告書等作成コーナー

国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) の『確定申告書等作成コーナー』をご利用ください。このコーナーで作成した申告書をそのまま電子申告(e-Tax)することや、A4サイズの普通紙に印刷し、郵送による申告ができます。

### e-Taxのメリット

- 自宅やオフィスのパソコンから簡単申告
- 源泉徴収票や医療費の領収書等の添付書類を省略(5年間は保管が必要です)
- 還付金の支払いが早い(早期に処理され、3週間程度に短縮)
- 確定申告期間は、24時間e-Taxの利用が可能

▶問い合わせ 佐賀税務署 個人課税第一部門 ☎32-7511

## e-Taxによる申告の際は 本人の電子証明書が必要です

公的個人認証サービスによる電子証明書(マイナンバーカードなど)は、電子申告を安全に行うために、本人確認や改ざんを防止する目的で使用するため、国のマイナンバーカード発行機関に郵送等で申請して取得することができます。

市民生活課窓口係に問い合わせください。

■問い合わせ 市民生活課 窓口係 ☎75-6116

## 申告相談会場と受付時間

申告相談の際は、源泉徴収票や収支内訳表などの申告に必要な書類を必ず持参してください。佐賀税務署の申告相談会場も、2月16日(木)から開設されます。

会場	場所・電話	受付時間
佐賀税務署	佐賀第2合同庁舎 5階 佐賀市駅前中央3丁目3-20 ☎32-7511	9時～16時 ※土・日曜は休みです。 ただし、2/19、2/26の日曜は受け付けます。
多久市役所	市役所4階 大会議室東 ☎75-2013(申告相談会場) ☎75-2126(税務課)	8時30分～16時 ※土・日曜は休みです。 ただし、3/12の日曜は受け付けます。

## ★マイナンバーが必要です

マイナンバー制度の導入により、平成28年分所得の申告から申告書へのマイナンバーの記載や、本人確認書類等の提示または添付が必要となりました。

本人確認の際、マイナンバーカードをお持ちでない人は、マイナンバーが確認できるもの(通知カード等)と身元確認書類(運転免許証等)で本人確認をさせていただきます。



▶問い合わせ 税務課 市民税係 ☎75-2126